

19. 船員労働の概況

〔1〕 船員の最低賃金の概要

令和3年度、国土交通大臣決定の最低賃金は、遠洋まぐろ、大型いか釣りを除く業種が諮問され、改正が行われた。

九州運輸局長決定の最低賃金は、4業種全てについて、令和3年8月17日に諮問され、改正に向けての作業が進められている。

(1) 内航鋼船及び木船運航業最低賃金(月額)

表-3

賃金額 適用地域	最低賃金					効力発生 年月日
	職員		はしけ長	部員		
		(注)若年船員		海上経験3年 未満の部員		
全国	円 250,750	円 234,300	円 —	円 192,150	円 182,850	R4.2.19
九州運輸局	250,200	233,750	250,200	191,600	182,300	R3.5.22

(注) 若年船員 船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満た

(2) 海上旅客運送業最低賃金(月額)

表-4

賃金額 適用地域	最低賃金		効力発生 年月日
	職員	部員	
全国	円 247,350 事務部職員 193,250	円 185,900	R4.2.19
九州運輸局	245,270	177,830	R3.5.22

(3) 漁業最低賃金(月額)

表-5

賃金額 適用地域	最低賃金(一人歩船員)					効力発生 年月日
	遠洋まぐろ	大型いか釣り	沖合底びき網	大中型まき網		
					特例地区	
全国	円 199,300	円 203,300	円 —	円 —	円 —	H26.12.20
九州運輸局	—	—	186,000	197,000	182,500	R3.5.22

※大中型まき網特例地区 大分県